

議案第114号 説明資料

幕別町防災行政無線施設条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例																										
<p>○幕別町防災行政無線施設条例 (平成17年9月26日 条例第75号)</p> <p>第1条 略 (設置場所) 第2条 防災行政無線の設置場所は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th colspan="2">設置場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">送信施設</td><td>親局</td><td>幕別町役場忠類総合支所</td></tr> <tr> <td>遠隔制御局</td><td>とかち広域消防事務組合幕別消防署忠類支署</td></tr> <tr> <td rowspan="2">受信施設</td><td>屋外拡声子局</td><td>町内において町長が必要と認める場所</td></tr> <tr> <td>戸別受信機</td><td>町内において町長が必要と認める世帯及び機関・団体等</td></tr> </tbody> </table>	区分	設置場所		送信施設	親局	幕別町役場忠類総合支所	遠隔制御局	とかち広域消防事務組合幕別消防署忠類支署	受信施設	屋外拡声子局	町内において町長が必要と認める場所	戸別受信機	町内において町長が必要と認める世帯及び機関・団体等	<p>○幕別町防災行政無線施設条例 (平成17年9月26日 条例第75号)</p> <p>第1条 略 (設置場所) 第2条 防災行政無線の設置場所は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th colspan="2">設置場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">送信施設</td><td>親局</td><td>幕別町役場</td></tr> <tr> <td>遠隔制御局</td><td>幕別町役場忠類総合支所</td></tr> <tr> <td rowspan="2">受信施設</td><td>屋外拡声子局</td><td>町内において町長が必要と認める場所</td></tr> <tr> <td>戸別受信機</td><td>町内において町長が必要と認める世帯及び機関・団体等 (以下「機関等」という。)</td></tr> </tbody> </table>	区分	設置場所		送信施設	親局	幕別町役場	遠隔制御局	幕別町役場忠類総合支所	受信施設	屋外拡声子局	町内において町長が必要と認める場所	戸別受信機	町内において町長が必要と認める世帯及び機関・団体等 (以下「機関等」という。)
区分	設置場所																										
送信施設	親局	幕別町役場忠類総合支所																									
	遠隔制御局	とかち広域消防事務組合幕別消防署忠類支署																									
受信施設	屋外拡声子局	町内において町長が必要と認める場所																									
	戸別受信機	町内において町長が必要と認める世帯及び機関・団体等																									
区分	設置場所																										
送信施設	親局	幕別町役場																									
	遠隔制御局	幕別町役場忠類総合支所																									
受信施設	屋外拡声子局	町内において町長が必要と認める場所																									
	戸別受信機	町内において町長が必要と認める世帯及び機関・団体等 (以下「機関等」という。)																									
<p>第3条 略 (業務区域) 第4条 防災行政無線の業務を行う区域 (以下「業務区域」という。) は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>業務区域</td><td>忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類日和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共生、忠類東宝、忠類元忠類、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、忠類古里、忠類晚成</td></tr> </tbody> </table>	業務区域	忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類日和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共生、忠類東宝、忠類元忠類、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、忠類古里、忠類晚成	<p>第3条 略 (業務区域) 第4条 防災行政無線の業務を行う区域 (以下「業務区域」という。) は、<u>幕別町全域</u>とする。</p>																								
業務区域	忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類日和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共生、忠類東宝、忠類元忠類、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、忠類古里、忠類晚成																										
<p>(戸別受信機の貸与等) 第5条 町長は、業務区域に属する世帯及び必要と認める<u>公共的団体等</u>に戸別受信</p>	<p>(戸別受信機の貸与等) 第5条 町長は、業務区域に属する世帯及び必要と認める<u>機関等</u>に戸別受信機を無</p>																										

現 行 条 例	改 正 条 例
機を無償で貸与する。	償で貸与する。 <u>この場合において、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号で定める聴覚障害2級に該当する者のみで構成する世帯に</u> <u>対しては、文字表示盤を併せて貸与することができる。</u>
2 戸別受信機の貸与は、1世帯につき1台を限度とする。	2 戸別受信機の貸与は、1世帯又は1機関等につき1台を限度とする。 <u>ただし、機関等のうち規則で定める施設において、複数の設置が必要と町長が認める場合はこの限りでない。</u> 3 町長は、戸別受信機を貸与する際に必要と認めた場合は、無償で屋外アンテナを貸与及び設置するものとする。 <u>ただし、屋外アンテナを設置した後の移設、配線の変更等に要する費用については、戸別受信機の貸与を受けた者（以下「借受者」という。）の負担とする。</u> 4 町長は、借受者から戸別受信機が返還された場合においては、併せて屋外アンテナの撤去を無償で行う。 <u>ただし、撤去に伴う建物の原状回復に要する費用は、原則として借受者が負担するものとする。</u>
(転貸等の禁止) 第6条 戸別受信機の貸与を受けた者（以下「借受者」という。）は、戸別受信機を転貸し、若しくは譲渡し、又は担保に供してはならない。	(転貸等の禁止) 第6条 借受者は、戸別受信機（文字表示盤及び屋外アンテナを含む。以下同じ。）を転貸し、若しくは譲渡し、又は担保に供してはならない。
第7条～第9条 略	第7条～第9条 略